

「臨時的な取扱い(その40)」— 一回リハ体制強化加算要件、情報通信機器を用いた禁煙治療

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その40)」(4月6日付)が発出されています。

1. 回復期リハビリテーション病棟入院料注4イの体制強化加算1について

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、専従医師に係る要件が満たせなくなった場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」(2020.8.31付)1の(2)①又は②に該当(※)している期間については、直ちに辞退の届出を行う必要はないが、要件を満たしていない間は体制強化加算1の算定はできないとされました。

※以下の(1)～(3)に該当している場合

(1) 以下のア～エの保険医療機関等

ア. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関等

イ. アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等

ウ. 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等

エ. 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

(2) 「緊急事態宣言」において緊急事態措置を実施すべきとされた期間(月単位)の全国すべての保険医療機関等

(3) 「まん延防止等重点措置」を実施すべきとされた期間(月単位)の、実施すべきとされた区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関(「臨時的な取扱い(その41)」で規定)

2. ニコチン依存症管理料について

「禁煙治療のための標準手順書(第8版)」(4/6改定)で、当面の間、初回及び5回目の診察も情報通信機器を用いた診療で良いとされました。その場合の算定は下記の通り。なお、レセプト摘要欄に、情報通信機器を用いた診療であることと何回目の診察かの記載が必要です。

ニコチン依存症管理料1を算定する場合

初回 初診料214点(注2の規定)あるいは再診料73点(注9の規定)

特定疾患療養管理料147点

5回目 再診料等は算定できない

ニコチン依存症管理料155点(情報通信機器を用いた場合)

ニコチン依存症管理料2を算定する場合 初回時に800点

「臨時的な取扱い(その41)」— 「まん延防止等重点措置」該当も「臨時的取扱い対象医療機関」

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その41)」(4月6日付)が発出されています。

上記にあるように、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下、「重点措置」という。)を実施すべき区域として公示された区域において、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関も「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」(令和2年8月31日付)1の(2)の「臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等」に該当するとされました。